

新潟市清掃審議会の概要について

1 位置づけ

新潟市附属機関設置条例により設置が定められた附属機関であり、次の事項について事務を所掌することとなっている。

- ・ 市長の諮問に応じ、本市における清掃事業に関して必要な事項を調査審議すること。
- ・ 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。

2 組織等

1号委員：学識経験のある者

2号委員：市民

定 員：15人以内

任 期：2年（平成29年10月1日～平成31年9月30日）

3 清掃審議会に係る規定

新潟市清掃審議会規則（昭和41年3月31日（規則第11号））

[別紙1-1](#)参照

4 近年の清掃審議会の開催状況及び今後のスケジュール

[別紙1-2](#) [別紙1-3](#)参照

●新潟市清掃審議会規則

昭和 4 1 年 3 月 3 1 日

規則第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市附属機関設置条例（昭和 3 5 年新潟市条例第 3 9 号）により設置された新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民

(3) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境部廃棄物政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

<略>

●近年の清掃審議会の開催状況

年度	開催回	開催日	主な内容
平成23年度	第1回	5月23日	<ul style="list-style-type: none"> 新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（諮問） 現計画の概要、成立過程について 現計画の点検結果について
	第2回	6月8日	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念など計画の基本的事項の修正について 家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方について（審議）
	第3回	7月20日	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみに関する制度及び処理状況について 事業系ごみ減量施策のあり方について（審議）
	第4回	8月24日	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害に備えた事前の体制整備について 収集・処理体制について
	第5回	9月27日	答申書（案）について（審議）→答申
	第6回	10月27日	一般廃棄物処理基本計画素案について
	第7回	1月31日	一般廃棄物処理基本計画素案に対するパブリックコメントと対応
	—	2月	<新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画公表>
平成24年度	第1回	10月3日	新しい計画に基づく施策の進捗状況について
	第2回	10月31日	新田清掃センター及び第4赤塚埋立処分地の見学
平成25年度	第1回	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく施策の進捗状況及び焼却飛灰中の水銀・鉛の基準値超過について ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について（諮問）
	第2回	8月28日	ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について（答申）
	第3回	10月31日	事業系ごみ減量・リサイクルガイドラインの改定について
平成26年度	第1回	5月14日	市民還元事業の実施経緯、市民アンケートの概要説明
	第2回	6月5日	<ul style="list-style-type: none"> 市民還元事業の検証結果報告及び審議会からの意見聴取 とりまとめの方向性の検討
	第3回	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> し尿・浄化槽汚泥収集の現状について説明 今後の収集のあり方について（諮問）
	第4回	8月4日	<ul style="list-style-type: none"> 市民還元事業アンケート結果の説明 とりまとめ（案）の検討、意見聴取

	第5回	9月4日	・し尿・浄化槽汚泥収集の今後のあり方について (諮問)
	第6回	11月26日	・し尿・浄化槽汚泥収集の今後のあり方について (答申)
平成 27 年度	第1回	8月4日	・災害廃棄物処理計画の策定について
	第2回	10月26日	・ごみ処理手数料収入による市民還元事業について
	第3回	1月29日	・災害廃棄物処理計画（案）について
	第4回	3月25日	・災害廃棄物処理計画について
平成 28 年度	第1回	7月27日	・新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに ついて及びごみを処理施設に搬入した場合の処理 手数料の改定について（諮問）
	第2回	10月5日	・ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の 見直しについて（答申） ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに ついて（審議）
	第3回	11月2日	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに ついて（審議）
	第4回	11月22日	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに ついて（審議）
	第5回	12月20日	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに ついて（審議）
	第6回	2月1日	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに ついて（答申） ・一般廃棄物（生活排水）処理基本計画について

清掃審議会のスケジュール及び内容等について

今後の審議会開催スケジュール及び審議内容等（予定）は以下のとおり。

年度	開催回	開催日	主な内容（予定）
平成 29 年度	第 1 回	7 月 18 日	○平成 28 年度ごみ量報告及び施策の実施状況報告 ○平成 29 年度市民還元事業予算報告
	第 2 回	11 月 16 日	○廃棄物関連の計画及び施策の実施状況報告 ○平成 28 年度ごみ処理手数料収入の使途報告
平成 30 年度	第 1 回	6 月下旬頃	○廃棄物関連施設見学
	第 2 回	11 月頃	○平成 29 年度ごみ量報告及び施策実施状況報告 ○平成 29 年度ごみ処理手数料収入の使途報告 ○平成 30 年度市民還元事業予算報告
平成 31 年度	第 1 回	5 月頃	○新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（諮問） ○現計画の点検結果について
	第 2 回	6 月頃	○諮問事項の審議
	第 3 回	7 月頃	○ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について（諮問） ○諮問事項の審議
	第 4 回	8 月頃	○諮問事項の審議
	第 5 回	9 月頃	○答申書（案）について（審議）→答申
	第 6 回	10 月頃	○一般廃棄物処理基本計画素案について
	第 7 回	1 月頃	○一般廃棄物処理基本計画素案に対するパブリックコメントについて
—	2 月頃	<新潟市一般廃棄物処理基本計画公表>	

※ 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画については、下水道計画等と調整を図りながら事業を進めていく性質のものであるため、諮問事項とはしない予定

※ 現時点での予定であり、審議内容や開催回数に変更となる場合があります。